

お 知 ら せ

平成28年11月1日
宇部市上下水道局
財務課 管財係

現場代理人の兼務要件について

このことについて、下記のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

記

1 主な内容

現場代理人の兼務要件である請負金額について、以下のとおり改める。

- ・ 建築一式工事以外 2, 500万円未満 → 3, 500万円未満
- ・ 建築一式工事 5, 000万円未満 → 7, 000万円未満

2 理由

平成28年6月1日付けで「建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）」（以下「政令」という。）が施行され、工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設工事の請負金額の額について、建築一式工事以外の建設工事は2, 500万円から3, 500万円に、また、建築一式工事については5, 000万円から7, 000万円にそれぞれ引き上げられたことから、現場代理人の兼務要件である請負金額についても政令と同様に金額の改正を行い、技術者の効率的な配置を図るため。

3 施行

平成28年11月1日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から施行します。

4 参考

「宇部市上下水道局現場代理人取扱要領」

宇部市上下水道局現場代理人取扱要領

1 趣旨

この要領は、上下水道局が発注する工事の現場代理人の取扱いについて必要な事項を定める。

2 常駐期間について

現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときには、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

3 兼務について

次の(1)の要件のいずれかを満たすとともに、(2)の要件の全てを満たす場合は、現場代理人は他の工事契約の現場代理人又は主任技術者を兼務できるものとする。

(1) 個別要件

- ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合
- イ 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼任が認められる工事契約である場合
- ウ 以下の要件をいずれも満たす場合
 - (ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。
 - (イ) それぞれの契約金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)未満であること。

(2) 共通要件

- ア 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。
- イ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること(携帯電話や連絡責任者の配置等)。
- ウ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

4 現場代理人の資格要件

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者ではないこと(ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。)

5 その他

- (1) 3(1)のアで兼務する場合、現場代理人の兼務においては、複数の工事契約を1件の契約とみなす。
- (2) この要領で近接とは、50m以内の区域とする。
- (3) 受注者は、現場代理人に変更があるときは、すみやかに現場代理人等変更届を発注者に提出するものとする。
- (4) 受注者は、現場代理人の兼務工事に変更があるときは、すみやかに変更した他の工事の受注状況等表を発注者に提出するものとする。
- (5) 3による兼務について、受注者が虚偽の届出をした場合、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

6 災害復旧工事の特例

3(1)ウ(イ)及び3(2)の要件を全て満たす災害復旧工事については、特例として、3(1)ウ(ア)に規定する工事契約の件数とは別に、2件まで現場代理人の兼務ができるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(宇部市ガス水道局水道事業部現場代理人取扱要領の廃止)

2 宇部市ガス水道局水道事業部現場代理人取扱要領(平成23年5月1日)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行し、同日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行し、同日以降公告、公募、指名通知又は見積書を徴する工事から適用する。